

階層別安全衛生教育

当社は教育対象者を職系、資格で分類して階層別に適した教育を実施し、個人の安全感性向上を図り、「安全に強い人材」を育成しています。

対象者

全社員(技能系、技術系、事務系)

趣旨

過去の災害分析結果から、主要因は「不安全行動」であることが分かりました。自主的な安全衛生活動を推進するため階層別の教育を実施し、個人の安全感性の向上を図るとともに、特に「行動災害」の防止を図っています。

階層分類

	対象者		実施	講師
	職系	資格・等級		
社員	技能系	I-1～技士3	各所属毎 (部・課・出張所等)	①主管以上 ②所属で選任した者 (拠点長、 教育推進者等)
	技能系	工事統括		
	技術系	I-2～技師3		
	事務系A 男性	II-1～主事3		
	事務系A 女性	I-1～主事3		
協力会社	所属判断			

教育科目

No.	教育科目	単位	取得推奨単位				
			技能	工事統括	技術	事務 (総合)	事務 (一般)
1	共通基礎	5	5	—	5	5	5
2	労働災害事例	10	10	—	10	6	1
3	法規(安全)	8	5	8	8	6	1
4	法規(衛生)	4	3	4	4	4	3
5	労災保険	3	1	1	1	3	—
計		30	24	13	28	24	10

※各教育科目にて理解度テストを実施し、70点以下は再受講

テキスト一覧

No.	教育科目	単位名	技能	工事統括	技術	事務(総合)	事務(一般)
1	共通基礎	1 安全衛生 基礎共通教育	○		○	○	○
		2 労働災害を防ぐポイント	○		○	○	○
		3 安全衛生保護具と正しい着用・使用方法	○		○	○	○
		4 当社の労働災害の特徴と防止策	○		○	○	○
		5 正しいKYの方法	○		○	○	○
2	労働災害事例	1 墜落・転落	○		○	○	
		2 挟まれ・巻き込まれ	○		○	○	
		3 切れ・こすれ	○		○	○	
		4 激突され	○		○	○	
		5 熱中症	○		○	○	○
		6 飛来・落下	○		○	○	
		7 有害物との接触	○		○	○	
		8 高温・低温物との接触	○		○	○	
		9 感電	○		○	○	
		10 再発防止策(原因と対策)	○		○	○	
3	法規(安全)	1 労働安全衛生法概要		○	○	○	○
		2 労働災害の事業者責任と安全配慮義務	○	○	○	○	
		3 法に基づく安全管理体制	○	○	○	○	
		4 建設工事の安全衛生管理体制		○	○	○	
		5 労働安全衛生マネジメントシステム	○	○	○	○	
		6 リスクアセスメントの実施方法(SDS含む)	○	○	○	○	
		7 有資格作業	○	○	○	○	
		8 届出実務	○	○	○	○	
4	法規(衛生)	1 健康診断に関する事項	○	○	○	○	○
		2 労働時間管理と過重労働対策		○	○	○	
		3 からだの健康づくり	○	○	○	○	○
		4 メンタルヘルス対策	○	○	○	○	○
5	労災保険	1 労働災害の定義	○	○	○	○	
		2 労働災害発生時の処置と労災保険		○	○	○	
		3 労災保険Q&A		○	○	○	
計			24	13	28	24	10

※ 教育科目は2年に1度見直しを実施

テキスト抜粋

階層別安全衛生教育

労働災害を防ぐポイント

安全衛生管理部

階層別安全衛生教育

安全保護具と正しい着用・使用方法

安全衛生管理部

階層別安全衛生教育

労働災害防止の事業者責任と安全配慮義務

安全衛生管理部

2. 労働災害を防ぐポイント

(1) 労働災害発生メカニズム

不安全な状態(物的要因) → 労働災害発生 → 状態が行動を促すことでの労働災害発生(人的要因)

不安全な行動(人的要因) → 労働災害発生

不安全な状態(物的要因)	状態・行動	具体例
物(設備・機械)自体の欠陥	設計不良、工作上的欠陥、老朽化、整備不良	
作業場所の欠陥	作業時に脚りに身体が触れる、狭い	
作業環境の欠陥	照度が暗く見にくい、配線配線乱雑、有害物質有り	
防護装置の欠陥	回転物にカバー無し、クレーン吊り止進入禁止措置未実施	
保護具・保護等の欠陥	保護マスク着用が必要なのにマスク着用になっていない	
組織等の課題(知識)の欠陥	操作スイッチが分からないまま押している、確認して	
作業方法の欠陥	目視確認・安全対策実施等の怠り	
危険な状態での作業	手元が見えにくいまま作業、安全通路上に障害物設置	
組織等の運用上の欠陥	事前で確認、入室パトロール、安全確認の徹底・取付し	
危険場所への接近	回転物が動いている時に手を出す、吊り荷の下に入る	
保護具・保護等の欠陥	保護マスク装着となっているのにマスク未装着	

不安全な状態・行動を理解することで、適切な対策を行うことが出来る

2. 安全保護具の名称と使用用途

安全保護具とは、労働安全衛生法第47条に基づき、労働者に対する、一定の作業、環境のもとでは、作業者は「安全保護具を着用・使用」しなければならないと義務付けられています。

種類	主な作業概要	関係条文
保護帽	建設物等の鉄骨の組立作業 物体の飛来落下下の危険のある場所での作業 足場の組立等の作業	安衛法11条4 安衛法538条、539条 安衛法566条
目・顔面保護マスク	加工物等の飛来飛散防止の無い等がない時の作業 切削等の飛来落下防止の無い等がない時の作業 アセチレン溶接装置による金属溶接 アーク溶接装置による溶接作業	安衛法105条 安衛法106条 安衛法312条(315) 安衛法325条
保護マスク	多量の高温・低温物体等の有害物を散放する作業 ガス・蒸気、粉じん等を散放する有害な場所での作業	安衛法99条
フルハート型安全帯	高所作業の作業の上での作業 高さ3m以上の高所作業で電線の危険がある作業	安衛法198条22 安衛法518条、519条 安衛法563条
足	滑り・墜落し、足場及び高さ5m以上の足場の組立・解体作業 鉄骨支間の設置がある作業	安衛法564条、566条
手袋	鋭利な鋭音を発生する場所における作業	安衛法99条等
手	皮膚に障害を与えるものを取扱う作業 アセチレン溶接装置による溶接作業	安衛法94条等 安衛法312条(315)
脚絆・安全靴	通電等の危険、作業に起因する作業	安衛法546条

3. 安全配慮義務とは

(1) 労働災害発生に関する責任

労働災害発生に関する責任者は、事業を行っている事業者であり、会社の場合、原則として会社の代表者である社長となります。

労働災害発生に関する責任者 → 事業を行っている事業者

(2) 事業者の安全配慮義務

事業者(社長)は、労働者(従業員)を雇用(労働契約)することで、労働者に労働させます。労働者に労働させるときは、労働者が健康を害する危険や健康被害をいかに少なくする必要があります。労働災害を防ぐためには、事業者は労働者を安全で健康的に労働に従事させる義務を負うことになります。これは「安全配慮義務」(労働契約法第5条)とされています。

労働者に対して健康・安全配慮義務を怠らざることを事業者が負っています。

労働者 → 健康・安全配慮義務 → 事業者

事業者の指示に従って業務を行います → 労働者

労働者 → 健康・安全配慮義務 → 事業者

労働者(事業者)は、労働契約にない労働者がその健康、安全を確保するために必要に応じて、必要な措置を講ずる必要があります。